

## 鳥取県養殖生産施設整備事業費補助金交付要綱

制定 平成30年4月18日付第201800020853号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県養殖生産施設整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内に普及していない新技術を用いた養殖の更なる推進を図るため、養殖生産施設整備費への支援を行うとともに、県内業者へ養殖技術の普及を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（ただし、同表の第2欄の要件（2）に掲げる者については、別途設置する養殖新技術審査会により認定された者とする。以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業開始予定の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」をいう。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
  - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

### (承認を要しない変更)

- 第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (完了届の時期等)

- 第8条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から10日以内に行わなければならない。
- 2 規則第15条第1項第2号の補助事業は、別表の第1欄の補助事業（同項第1号に該当するものを除く。）とする。

### (実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過した日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雇用状況の報告）

第10条 別表の第2欄に掲げる要件のうち（1）を満たす補助事業者は、その要件を達成するまでの間、毎年度の雇用状況について雇用状況報告書（様式第5号）を作成し、翌年度の4月20日までに知事に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第11条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
  - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（収益納付）

- 第12条 補助事業者は、規則第25条第2項ただし書きの規定により前条第1項の期間内に、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

別表（第3条、第8条、第10条、第11条関係）

| 1<br>補助事業  | 2<br>補助事業者  | 3<br>補助対象経費  | 4<br>補助率  | 5<br>補助上限額 |
|------------|---|--|---|------------|
| 養殖生産施設整備事業 | 次の要件のうち（1）又は（2）を満たす漁業者又は養殖業者<br><br>[要件]<br>（1）補助事業に係る常時雇用労働者（※1）が補助事業の開始から4年以内に10人（県内事業者においては3人）以上増加すること<br><br>（2）鳥取県内に普及していない新技術を活用した養殖を行うこと | 養殖事業に必要な施設、機器・資材にかかる経費（工事請負費、委託費、取得費等（※2））<br>なお、土地代、賃借料は除く。 | 1 / 10<br>（県内事業者が新技術について習得及び利用時に協力（※3）する場合は1 / 10を加算） | 1億円        |

- ※1 常時雇用労働者とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。
- ※2 工事請負費及び委託費は、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- ※3 様式第6号の確約書を提出すること。